

地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充当した
社会保障施策に要する経費について(平成29年度当初予算)

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、引き上げ分(社会保障財源化分)については、全て「社会保障施策に要する経費」に使うこととされています。

平成29年度当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況については次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 5,000 千円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 445,732 千円

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源	うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
		国庫支出金	県支出金	その他			
社会福祉	障害者福祉事業	70,528	32,990	16,814	5	20,719	314
	老人福祉事業	32,094	0	1,166	10,650	20,278	307
	児童福祉事業	111,006	15,074	7,632	4,693	83,607	1,266
	その他の社会福祉事業	32,792	11	6,047	469	26,265	398
	小計	246,420	48,075	31,659	15,817	150,869	2,285
社会保険	国民健康保険事業	20,779	1,539	4,841	0	14,399	218
	介護保険事業	70,526	313	156	0	70,057	1,061
	後期高齢者医療事業	62,337	0	11,745	0	50,592	767
	小計	153,642	1,852	16,742	0	135,048	2,046
保健衛生	救急患者輸送事業	11,463	0	0	0	11,463	174
	診療所事業	15,589	0	0	0	15,589	236
	母子保健事業	2,845	3	3	0	2,839	43
	健康増進事業	6,186	13	459	1,030	4,684	71
	疾病予防対策事業	5,144	0	0	0	5,144	78
	その他の保健衛生事業	4,443	0	0	0	4,443	67
	小計	45,670	16	462	1,030	44,162	669
合計	445,732	49,943	48,863	16,847	330,079	5,000	

※社会保障財源化分の地方消費税交付金については、各事業に要した一般財源の比率に応じ充当しています。